

## 計画の概要・改定の経緯

- 子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策推進法に基づく計画
- 福祉、保健、医療、雇用、教育などにわたる子供・子育て支援の総合計画  
⇒ 妊娠期から18歳までを対象
- 同時期に改定を行う「子供・若者計画」「社会的養育推進計画」「ひとり親家庭自立支援計画」と整合を図る
- 平成31年2月～令和元年12月、東京都子供・子育て会議において、計7回にわたり審議
- 都の取組に対する子供の意見を聴くため、7つの学校で出前授業を実施

## 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間（第二期計画）  
※ 令和4年度に中間の見直しを実施予定

## 施策の方向性

- 保育サービスの安定的供給を支える保育人材の確保・定着の支援
- 学童クラブの量的・質的拡充と放課後児童支援員の資質向上に向けた取組等
- 母子保健施策や地域の子供・子育て支援施策の推進等

## 計画の理念

- 1 全ての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
- 2 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- 3 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

## 改定計画のポイント

### 《目標値の設定》

- 保育サービス利用児童数を3年間で4.2万人分増
- 学童クラブ登録児童数を5年間で1.6万人分増  
(数値目標については区市町村調査結果をもとに設定)

### 《具体的な取組》（15局 355事業）

- 妊娠・出産に関する支援の推進  
(とうきょうママパパ応援事業、不育症検査費の助成など)
- 多様なニーズへの対応など保育サービスの充実  
(認証保育所における1歳児の受入促進、医療的ケア児の受入体制整備など)
- 学童クラブの量的・質的拡充と人材の資質向上
- 社会全体で子供・子育てを応援する機運の醸成  
(子供シンポジウムを新たに開催 など)
- 社会的養育推進計画及びひとり親家庭自立支援計画において定める取組を包含

## 今後の予定

パブリックコメント（1月末から30日間を予定）を実施後、3月末に公表